

第 57 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成 29 年 5 月 29 日（月）14:00～15:30

■場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室
（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

■出席者（敬称略、50 音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：宇賀克也

委員長代理：持丸正明

委員：朝見行弘、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、淵上正朗

<消費者庁>

川口次長、福岡審議官、野田消費者安全課長、尾崎事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
3. 閉会

■議事概要：

1. 開会
 2. 個別事案について
 - (1) 選定事案
《進捗状況の報告》
- 調査を実施している事案等について、事務局から今後のスケジュールと現在の進捗状況の報告を受けた。
- 体育館の床板の剥離による負傷事故事案について、調査結果の取りまとめを審議し、決定した。本調査では、事故の発生した体育館の現地調査や、全国の学校や公共施設を対象としたアンケート調査を行い、事故原因を究明することとした。
- 本事案は、事故前の床板の状態を示す記録が残されていないこと、事故時点の床板の不具合や被災者の動きが確認できないことに加え、木材が自然素材であり、ま

た、体育館の設置環境や使用状況が異なることなど、関係する要素も多岐にわたることから、事故を類型化して分析したり、再現実験によって事故原因を究明すること、それに基づく再発防止策を導き出すことは困難であった。

しかし、事故の再発防止のため、床板の不具合を生じさせた要因と事故の発生を未然に防ぐことができなかつた要因を可能な限り検証し、それに対する再発防止策を示すこととした。

床板の不具合を生じさせた要因としては、木製床の使用に伴う劣化のみならず、設計・施工、維持管理及び利用の各段階における床板の過度な水分の吸収やその乾燥の影響等が考えられる。

また、事故の発生を未然に防ぐことができなかつた要因としては、点検がなされていても、それが有効でなかつた可能性が考えられる。点検については、点検の重要性が認識されておらず、点検がなされていないというアンケート調査結果も見られた。

このように要因を整理した上で、再発防止策として、①計画的な改修の必要性、②水分やその他の影響を最小限にすることの重要性、③利用者も含めた関係者間における、清掃や有効な点検方法などの維持管理に関する情報共有の必要性を示した。

また、今回の調査では、特に消費者事故情報の一元化に関し、体育館の床板の剝離による負傷事故について、事故が発生した場合の現場の写真等も含む詳細な情報提供についても、再発防止策に含めるとともに意見とした。

(2) 申出事案

《個別事案について》

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの 211 件を除く 38 件と 4 月に申出のあった事案 1 件の計 39 件について検討し、次のとおり決定した。
 - ・調査等を行う 1 件
 - ・引き続き情報収集を行う 36 件
 - ・調査等を行わない 2 件

(3) その他

- 「消費者安全調査委員会の動き」について、今回の会議を踏まえて第 50 号をホームページに掲載して公表することとなった。
- 本日の議事要旨を後日ホームページで公表することとなった。
- 次回は平成 29 年 6 月に開催する予定。

3. 閉会

文責：消費者安全調査委員会事務局